別表六(十四)及び別表六(十四)付表一を削る。

別表六(十四)付表二の表中

	当期の終了の日における雇用者の数	当期の開始の日の前日における雇用者の数	(2)のうち当期の終了の日において高年齢雇用者に該当する者の数	基準雇用者数 (1)－((2)－(3))
	1	2	3	4
法人全体	人	人	人	人

を

当期の終了の日における雇用者の数	当期の開始の日の前日における雇用者の数	(2)のうち当期の終了の日において高年齢雇用者に該当するの数
1	2	3
人	人	

終了年齢る者	基準雇用者数 (1)－((2)－(3))
	4
人	人

に改め、同表を別表六(十二)付表とする。

別表六(十五)の表中

調整前法人税額(別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「25」)

を

調整前法人税額(別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「22」)

に、

調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「8の⑮」)

を

調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「8の⑭」)

に、

税額控除超過取戻税額等の加算額(別表六(十)付表「30」＋「35」)＋(別表六(十四)付表「19」＋「24」)

を

税額控除超過取戻税額等の加算額(別表六(十)付表「30」＋「35」)＋(別表六(十四)付表二「19」＋「24」)

に、

法人税額調整加算額(別表三(二)「27」)＋(別表三(二の二)「28」)＋(別表三(三)「23」)＋(別表六(三十六)「31」)

を

法人税額調整加算額(別表三(二)「25」)＋(別表三(二の二)「26」)＋(別表三(三)「21」)＋(別表六(三十一)「31」)

に、

中小企業者等以外の法人(別表六(六)「7の②」＋「7の④」から「7の⑧」までの合計＋「7の⑯」から「7の⑱」までの合計＋「7の㉖」から「7の㉘」までの合計)

中小企業者等(別表六(六)「3」＋「7の②」から「7の⑧」までの合計＋「7の⑪」から「7の⑭」までの合計＋「7の⑯」から「7の㉘」までの合計)